

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（307）」
2. 日時：平成29年8月30日 10時30分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、大塚安全審査官、  
穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室長代理 他7名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ（担当）

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 屋外タンク等の溢水評価の対象である工事協力会油倉庫の移設予定について、配置図において可燃物等存在しない管理を行う防火帯上に記載されているため、移設予定地を確認の上、提示すること。
  - 屋外タンクの溢水による影響評価において、海水ポンプ室の評価結果を整理して提示すること。
  - 火災防護区画設置を反映した蒸気影響評価において、設置前後の評価における保守性を整理して提示すること。
  - 漏えい検知器設置箇所について、防護対象設備を防護するための選定フローに基づき、設置の要否の判断が行われている。ただし、設置場所の根拠が示されていないため、床の勾配等の判断基準を提示すること。
  - 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水影響評価において、原子炉建屋5階に設置されている防護対象設備（ほう酸水注入系の設備及び燃料プール浄化系の設備）の被水対策及びその根拠について整理し、提示すること。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（溢水による損傷防止等）